

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか管理運営業務仕様書

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか（以下「本施設」という。）の管理運営については、提案要項に定めるもののほか、本業務仕様書によるものとします。

1. 施設の概要

- (1) 名称 豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか
 (2) 所在地 豊中市新千里南町3丁目2番地の122
 (3) 建物概要
- ・鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階
 - ・敷地面積 2,354.82 m²
 - ・延床面積 5,389.16 m² のうち 3,816.61 m²
 - ・開設時期 平成25年(2013年)4月
 - ・入所定員 70人
 - ・短期入所定員 5人

2. 本施設の維持管理に関する負担区分

本施設の維持管理に際しての費用負担およびリスク負担については次の表のとおりとする。なお、社会情勢の変化等により、この負担区分の内容に矛盾が生じた場合は、市、指定管理者双方協議の上で決定するものとします。

管 理 項 目		負 担 区 分		
項 目	内 容	保守管理	修 繕	更 新
建物改修	経年劣化による屋根・外壁等の大規模改修	—	市	市
	部分増改築・間取り変更 ※1	—	市	市
建物内維持修繕	経年劣化による屋内内装	—	指定管理者	指定管理者
建物付属設備	電気・水道・ガス供給機器の設備関係	指定管理者	指定管理者 ただし130万円を超える場合は市	市
	空調機器、給排水機器の設備関係	指定管理者	指定管理者 ただし130万円を超える場合は市	市
	自動昇降機、自動扉の設備関係	指定管理者	指定管理者	市
	消防・防災設備および館内制御機器関係	指定管理者	指定管理者	市
	入浴関係設備機器および介護用リフト	指定管理者	指定管理者	市
	厨房関係設備機器関係	指定管理者	指定管理者	市
業務備品関係	事務机・椅子・収納庫・ロッカー	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	家具備品、事務用機器	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	給食用機器および什器	指定管理者	指定管理者	指定管理者

	送迎用車両	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	ベッド等介護サービス提供に係る備品	指定管理者	指定管理者	指定管理者
消耗品関係	本業務遂行に要する消耗品等	—	—	指定管理者
光熱水費	本業務遂行に要する光熱水費等	—	—	指定管理者
保険費用関係	不動産に関する保険	—	—	市
	車両に関する保険	—	—	指定管理者
公租公課関係	車両に関する重量税等	—	—	指定管理者
その他	警備委託	—	—	指定管理者
	清掃業務	—	—	指定管理者
	本業務遂行に要する通信運搬費等	—	—	指定管理者

※1 指定管理者の発意に基づく場合は除く。

2. 個人情報保護について

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理運営業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、管理運営業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該管理運営業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

(安全確保の措置等)

第3 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報を管理運営業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 乙は、保有又は利用の必要がなくなった個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、個人情報を管理運営業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、管理運営業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、管理運営業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、管理運営業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等を、当該管理運営業務の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(役員及び職員への周知)

第8 乙は、乙の役員および職員に対して、在職中および退職後において、管理運営業務の実施に伴い知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は管理運営業務以外の目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(甲の立会い等)

第9 乙は、甲が乙による個人情報の取扱いに関して、立会い、検査等を行おうとするときは、これを拒んではならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する甲の指示に従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、個人情報に関する事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。